

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（課税額） 第8条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護	（課税額） 第8条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護	字句の改正

納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)	納付金」という。)及び<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)	字句の追加
(2)及び(3) (略)	(2)及び(3) (略) (4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u>	号の追加
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。	字句の改正 字句の改正
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する	

国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。	国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。	字句の改正
4 (略)	4 (略)	字句の改正
	5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u>	項の追加
(国民健康保険の被保険者に	6 <u>前項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する課税額の上限が地方税法第703条の4第37項に規定する政令で定める金額（以下「法定限度額」という。）を超える場合においては、当該課税額の上限は、法定限度額とする。</u> (国民健康保険の被保険者に	項の追加

係る所得割額) 第9条 前条第2項の所得割額は、保険税の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.62</u>を乗じて算定する。 2 (略) 3 前条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.95</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第10条 第8条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,000円</u>とする。 2 第8条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,300円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に	係る所得割額) 第9条 前条第2項の所得割額は、保険税の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.79</u>を乗じて算定する。 2 (略) 3 前条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.09</u>を乗じて算定する。 <u>4 前条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。</u> (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第10条 第8条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>33,000円</u>とする。 2 第8条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>12,500円</u>とする。 <u>3 第8条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。</u> (介護納付金課税被保険者に	字句の改正 字句の改正 項の追加 字句の改正 字句の改正 項の追加
--	--	---

係る所得割額) 第11条 第8条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.65</u>を乗じて算定する。	係る所得割額) 第11条 第8条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.84</u>を乗じて算定する。	
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第12条 第8条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>13,600円</u>とする。	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第12条 第8条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,000円</u>とする。	字句の改正 字句の改正
	<u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u> 第12条の2 第8条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、<u>18歳以上被保険者1人について100円とする。</u>	条の追加
(保険税の減額) 第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合に	(保険税の減額) 第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合に	字句の改正 字句の改正 字句の改正

は、<u>24万円</u>) <u>並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額</u> (当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) の合算額とする。 (1) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)) をいう。以下この号において同じ。)) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総	は、<u>26万円</u>)、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額</u> (当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) <u>並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からニ及びホに掲げる額を減額して得た額</u> (当該減額して得た額が3万円を超える場合には3万円、第8条第6項の規定が適用される場合には法定限度額) の合算額とする。 (1) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者 (前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者 (同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)) をいう。以下この号において同じ。)) の数及び公的年金等に係る所得を有する者 (前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総	字句の改正 字句の追加
--	--	---------------------------

所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条及び付則第18項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>21,700円</u> ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除	所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条及び付則第18項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>23,100円</u> ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除	字句の改正
---	---	--------------

く。) 1人について <u>7,910円</u> ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第7条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>9,520円</u> (2) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同	く。) 1人について <u>8,750円</u> ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第7条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,500円</u> ニ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第7条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,260円</u> ホ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第7条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円</u> (2) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同	字句の改正 字句の改正 ニの追加 ホの追加
---	---	--

一世帯所属者1人につき 305,000円を加算した金額 を超えない世帯に係る納税 義務者（前号に該当する者 を除く。） イ 国民健康保険の被保険 者に係る第8条第2項の 基礎課税額の被保険者均 等割額 被保険者（第7 条第2項に規定する世帯 主を除く。）1人につい て <u>15,500円</u> ロ 国民健康保険の被保険 者に係る第8条第3項の 後期高齢者支援金等課税 額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項 に規定する世帯主を除 く。）1人について <u>5,650円</u> ハ 介護納付金課税被保険 者に係る被保険者均等割 額 介護納付金課税被保 険者（第7条第2項に規 定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,800円</u>	一世帯所属者1人につき 305,000円を加算した金額 を超えない世帯に係る納税 義務者（前号に該当する者 を除く。） イ 国民健康保険の被保険 者に係る第8条第2項の 基礎課税額の被保険者均 等割額 被保険者（第7 条第2項に規定する世帯 主を除く。）1人につい て <u>16,500円</u> ロ 国民健康保険の被保険 者に係る第8条第3項の 後期高齢者支援金等課税 額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項 に規定する世帯主を除 く。）1人について <u>6,250円</u> ハ 介護納付金課税被保険 者に係る被保険者均等割 額 介護納付金課税被保 険者（第7条第2項に規 定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,500円</u> <u>ニ 国民健康保険の被保険 者に係る子ども・子育て 支援納付金課税額の被保 険者均等割額 被保険者 （第7条第2項に規定す る世帯主を除く。）1人 について 900円</u> <u>ホ 18歳以上被保険者に係 る子ども・子育て支援納 付金課税額の18歳以上被</u>	字句の改正 字句の改正 字句の改正 ニの追加 ホの追加
--	--	--

(3) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,200円</u> ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除	<u>保険者均等割額 18歳以上被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円</u> (3) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,600円</u> ロ 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第7条第2項に規定する世帯主を除	字句の改正
--	--	--------------

く。) 1 人について <u>2,260円</u> ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第7条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>2,720円</u>	く。) 1 人について <u>2,500円</u> ハ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第7条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について <u>3,000円</u> ニ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第7条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> 1 人について <u>360円</u> ホ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者 (第7条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> 1 人について <u>20円</u>	字句の改正 字句の改正 ニの追加 ホの追加
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割	

額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額 イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,650円</u> ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7,750円</u> ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>12,400円</u> ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,500円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額 イ 前項第1号ロに規定する金額を減額した世帯 <u>1,695円</u> ロ 前項第2号ロに規定する金額を減額した世帯 <u>2,825円</u>	額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る第8条第2項の基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額 イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,950円</u> ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>8,250円</u> ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>13,200円</u> ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16,500円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る第8条第3項の後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額 イ 前項第1号ロに規定する金額を減額した世帯 <u>1,875円</u> ロ 前項第2号ロに規定する金額を減額した世帯 <u>3,125円</u>	字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正
--	--	--

ハ 前項第3号ロに規定する金額を減額した世帯 <u>4,520円</u> ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,650円</u>	ハ 前項第3号ロに規定する金額を減額した世帯 <u>5,000円</u> ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,250円</u> (3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額</u> イ <u>前項第1号ニに規定する金額を減額した世帯</u> <u>270円</u> ロ <u>前項第2号ニに規定する金額を減額した世帯</u> <u>450円</u> ハ <u>前項第3号ニに規定する金額を減額した世帯</u> <u>720円</u> ニ <u>イからハまでに掲げる世帯以外の世帯</u> <u>900円</u>	字句の改正 字句の改正 号の追加
3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険	3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額	字句の改正 字句の追加

者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)から(6)まで (略)	<u>及び18歳以上被保険者均等割額</u>)は、当該所得割額並びに<u>被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)から(6)まで (略) (7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第9条第4項の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第10条第3項の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 当該	字句の追加 字句の改正 字句の追加 号の追加 号の追加 号の追加
--	---	--

	<u>出産被保険者につき第12条の2の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u>	項の追加
--	--	-------------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の武蔵野市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分

の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険財政の健全化を図るため国民健康保険税の税率等を引き上げるほか、子ども・子育て支援金制度の創設等を踏まえ、所要の改正をするものである。